

報告第 7 号

専決処分の報告の件

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 3 0 年 9 月 3 日提出

加東市長 安 田 正 義

専決番号	専決年月日	専決事項	内 容
第 8 号	平成 3 0 年 7 月 5 日	和解及び損害賠償の額を定めること。	別紙のとおり

専決第 8 号

和解及び損害賠償の額を定めることの専決処分について

和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 30 年 7 月 5 日

加東市長 安 田 正 義

1 損害賠償の相手方

2 和解事項 市は相手方の自動車の修理費の 10 割を支払う。

3 損害賠償の額 223,592 円

4 事故の概要

(1) 事故発生日時 平成 30 年 6 月 1 日 午後 3 時 40 分頃

(2) 事故発生場所 加東市上三草 118 番地 加東市立三草小学校駐車場内

(3) 事故の内容 市マイクロバス運行業務受託者が、三草小学校行事の送迎業務を終え、マイクロバスを運行（後退）させていたところ運転を誤り、駐車中の相手方車両の左前部に接触し、損傷させた。